

四日市市告示第 8 2 号

四日市市長寿社会づくり懇話会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市長寿社会づくり懇話会設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市長寿社会づくり懇話会設置要綱（平成 2 1 年四日市市告示第 3 8 9 号）の
一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（組織） 第 3 条 （略） 2 <u>前条に関する事項</u>の協議のため必要 があるときは、懇話会に部会を設けるこ とができる。 3 <u>部会の組織及び運営等について、必要 な事項は別に定める。</u> （会長） <u>第 5 条</u> （略） （会議） <u>第 6 条</u> （略） 2 懇話会は、<u>委員</u>の半数以上が出席しな ければ会議を開くことができない。	（組織） 第 3 条 （略） 2 <u>前条第 2 号に関する特別の事項（以下 「特別事項」という。）</u>の協議のため必 要があるときは、懇話会に部会を設ける ことができる。 <u>（臨時委員）</u> <u>第 5 条 特別事項を協議するために必要 があるときは、臨時委員を置くことがで きる。</u> 2 <u>臨時委員は、特別事項に応じて、市長 が委嘱する。</u> 3 <u>臨時委員の任期は、特別事項に関する 協議が終了するまでの期間とする。</u> （会長） <u>第 6 条</u> （略） （会議） <u>第 7 条</u> （略） 2 懇話会は、<u>委員及び臨時委員</u>の半数以 上が出席しなければ会議を開くことがで

3 懇話会の議事は、出席した<u>委員</u>の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 (略) (会議公開) <u>第7条</u> (略) (守秘義務) <u>第8条</u> (略) (庶務) <u>第9条</u> (略) (補則) <u>第10条</u> (略)	きない。 3 懇話会の議事は、出席した<u>委員及び臨時委員</u>の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 (略) <u>(部会)</u> <u>第8条</u> 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。 <u>2 部会には部会長を置き、部会長は、部会を代表し、会務を総理する。</u> (会議公開) <u>第9条</u> (略) (守秘義務) <u>第10条</u> (略) (庶務) <u>第11条</u> (略) (補則) <u>第12条</u> (略)
--	--

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)